

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(平成28年度)

要請事項	回 答	担当部局
1. 労働者福祉運動・事業との連携・支援について		
<p>(1) 一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会(以下、鳥取県労働者福祉協)は、県内労働者の生活サポートと労働者福祉の環境改善に向けて活動を展開しています。また、労働・生活全般の相談のワンストップ解決サービスを目的とする「ライフサポートセンターとっとり」を運営し相談を受け付けています。厳しい社会経済・雇用環境のもと、相談者からの相談内容は複雑化してきており、相談体制のネットワーク強化が必要となっています。つきましては、鳥取県労働者福祉協に対し、県内労働者の自主福祉運動の推進及び発展に繋げていく活動への連携を深めていただくとともに、財政の支援を引き続きお願いしたい。</p>	<p>一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会に対しては、鳥取県労働者福祉協議会補助金として、「鳥取県労働者スポーツ祭典」や「勤労者美術展」など労働者福祉の増進に資する事業に対して支援しているところ。また、「THE社会人」の作成についても財政的支援を継続し、平成28年度も引き続き県教育委員会高等学校課とも連携して、ミニ冊子「THE社会人基礎編」を県内の高校3年生に配布した。「THE社会人」を企業の研修でも活用していただき、若者の早期離職防止に向けた取り組みをしている。今後も、事業の費用対効果も検証しながら、引き続き財政支援を図っていきたい。</p>	<p>・商工労働部(雇用人材局労働政策課)</p>
<p>(2) 厳しい経済状況や労働における規制緩和が進み、雇用形態のミスマッチが増加し雇用環境が大きく変化し、労使関係にも大きな影響を及ぼしています。労働者からの労使間トラブルの相談が寄せられている中小企業労働相談所「みなくる」の事業運営において、サービスの質の向上を図っていくための情報提供、相談員のスキルアップなど、機能強化への連携と協力をお願いしたい。</p>	<p>H27年度のみなくるでの労働相談件数は2,586件でそのうち労働条件に関する相談は1,259件と年々増加している。相談体制の他機関との連携では、ハローワークやライフサポートセンターなどから受けた相談は292件、反対にみなくるから他機関を紹介した件数は277件である。複雑化する労働問題解決に向けて、今後も労働相談等のサービス向上を図るために、どのようなニーズがあるか関係機関と意見交換を行いながら連携と協力に努めたい。</p>	<p>・商工労働部(雇用人材局労働政策課)</p>
2. 消費者行政の充実強化に関する要請について		
<p>(1) 「鳥取県消費者教育推進計画」が策定され、消費者教育の意義・推進内容が示されました。消費生活センターと市町村・関係団体が連携して、普及・啓発活動の役割を十分に果たしていただくことにより「消費者の権利」が遂行されていると考えます。消費者被害を防ぐ仕組みが機能していくために、あらゆる世代に対して積極的な消費者教育の推進によって充実を図られたい。</p>	<p>本県では、平成28年3月に策定した「鳥取県消費者教育推進計画」の重点項目として、「消費生活センターを中心とした消費者教育の意義の普及」、「小・中・高等学校における消費者教育の一層の推進」、「高齢者・障がいのある人の消費者被害を防ぐ仕組みづくり」を掲げ、幼児期から高齢期まで各世代に対する消費者教育を推進するとともに、住民に身近な地域や学校等に様々な情報を提供したり、消費者教育の担い手を支援したりすることで、県民一人一人が自立した消費者になることを目指すとともに、地域の消費者が学び合い、ともに支え合う地域づくりを推進している。</p> <p>消費者教育の意義の普及については、これまでの「被害に遭わない消費者」の教育にとどまらず、社会の一員としてよりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する「消費者市民社会の形成に寄与する消費者」を育成するため、「人や社会、環境など、商品やサービスの背景にある社会的価値を考えた消費活動」について、未来を担う子供たちを中心に、その家族や一般県民を対象とした普及啓発の取組を展開する。</p> <p>高齢者、障がい者等の消費者トラブルを防止するためには、様々な媒体を活用した積極的な啓発と併せ、家族や地域による見守りネットワークの構築が重要だと考えており、平成28年度に、県内のタクシードライバー向けに「特殊詐欺被害防止テキスト」を作成・配布するとともに、「特殊詐欺を防ぐ地域モデル事業」を市街地と中山間地域のそれぞれの社会福祉協議会、自治会に委託し、地域の特性に応じた高齢者等を見守る体制を構築するための取組を実施してきた。平成29年度には、「特殊詐欺被害防止テキスト」を広く一般県民に活用して頂くよう内容を拡充し、モデル事業についても、取組の成果を全県に広げていくこととしている。</p>	<p>・生活環境部(消費生活センター)</p>

## 一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(平成28年度)

要請事項	回 答	担当部局
<p>(2) 消費者教育の実施において、教育現場の優先順位は低いと言われているが、高校生が社会人になる前に、消費者被害に遭わないための知識を深めていくことは必要不可欠なことです。その得た知識を周りに広げていくことにより、消費者教育推進が図れるものと考えます。また、社会人になる心構えとしての労働基本ルールを理解しておくことも重要です。県内全高校で、金銭トラブル、労働トラブルに巻き込まれないよう、現教育内容を検証されるとともに消費者教育及び社会人前教育の実施の徹底を図りたい。</p>	<p>幼児期から高齢期まで、各ライフステージに様々な場で実施される消費者教育が、個別的・ピンポイントのような取組ではなく、体系的に関連性・継続性・発展性を持って次のライフステージにバトンタッチできるよう、消費者庁が作成した「消費者教育の体系イメージマップ」を関係者で共有しながら消費者教育を推進している。</p> <p>消費生活センターでは、ラジオ、新聞等様々なツールを活用し広く県民に情報提供を行うほか、県内の大学等と連携し「くらしの経済・法律講座」を開催し、20歳前後の若者をはじめ、広く一般県民に対し消費者問題に関する知識を体系的に学習する機会を提供している。</p> <p>また、平成26年度に実施した「消費者教育に関する教育機関の実態調査」で学校側から「指導方法が分からない」、「活用できる教材が少ない」等の意見が寄せられたため、平成28年度から消費者教育支援員を1名配置し、学校現場等との調整や情報提供を行うとともに、教師等と指導方法や教材等について開発するワーキングチームを新設し、より一層の消費者教育の推進に取り組んでいる。</p> <p>さらに、消費者教育支援員は幼児から高校生に対しても、金融、悪質商法対策、エシカル消費(環境・社会・地域などを思いやる消費)など、消費生活に関する知識を習得できる啓発講座を「とっとり消費者大学」として展開している。</p> <p>平成29年度には鳥取県金融広報委員会や教育委員会等と連携し、社会人になる前の高校生や大学生等を対象にした金融トラブル等の消費者問題に関する知識を習得できる講座を開催するよう計画している。</p> <p>○県立高校では消費者被害に遭わないために公民科や家庭科の授業でも学習しているところであるが、そのほかにも総合的な学習の時間や特別活動の時間を活用し、全高校で「生徒と社会がつながる教育推進事業」の中で、主に2, 3年生を対象として司法書士会、社会保険労務士会等の外部講師により、消費者講座や働くときの基礎知識等について学習している。</p> <p>○県内すべての私立高校において、消費者教育等を実施されている。</p> <p>[実施の例]</p> <p>○鳥取城北高校3年生 講演 高校生のための「消費者教育社会人教育研修」 内容 ローンやクレジットカード等の問題点や活用等について学ぶ</p> <p>○米子松蔭高校 1, 3年生 内容 消費者トラブル、契約、持続可能な社会のための消費活動について学ぶ</p>	<p>・地域振興部(教育・学術振興課)</p> <p>・生活環境部(消費生活センター)</p> <p>・教育委員会(高等学校課)</p>
<p><b>3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化に関する要請について</b></p>		
<p>(1) 生活困窮者や複合的に課題を抱えた人たちに対して「社会とのつながりの再構築」をめざすという基本視点や、「包括的かつ個別的な支援」「早期からの継続的な支援」といった本来の趣旨・理念の徹底を関係部署・団体に対して図りたい。その上で、福祉分野にとどまらず、ワンストップで対応し問題解決できる部局横断的かつ総合的に取り組む体制や官民協同の幅広いネットワークを構築されたい。</p>	<p>県全体の生活困窮者自立支援を推進するため、「生活困窮者自立支援制度の促進に資するバックアップ事業」により鳥取県社会福祉協議会と連携して市町村の後方支援やネットワークづくりに取り組んでいる。今後も、生活困窮者自立支援制度の趣旨・理念を踏まえた相談支援体制や各分野とのネットワークの形成に取り組むたい。</p> <p>また、地域住民を含めた民間活動との協働体制強化や複合的な課題を抱える世帯に対する包括的支援体制の整備など、共助と公助の強化によるセーフティネット形成による地域づくりに取り組んでいきたいと考えている。</p>	<p>・福祉保健部(福祉保健課)</p>
<p>(2) 改正生活保護法運用にあたっては、実施機関に対して生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くことがないよう徹底されたい。また、生活保護制度を広く住人に知らせ、申請書やパンフレットを福祉事務所や行政の各相談窓口を設置するなど、誰もが利用しやすい制度にしていきたい。</p>	<p>保護の開始申請等における相談に当たっては、厚生労働省からの通知により、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為を厳に慎むこととされている。また、相談対応の留意点及び、パンフレット(生活保護のしおり)の窓口設置等については、担当者会議、施行事務監査において周知を図っている。</p>	<p>・福祉保健部(福祉監査指導課)</p>

## 一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(平成28年度)

要請事項	回 答	担当部局
(3) 申請等に関する苦情や相談、不服申し立て(審査請求)を受け付け、調査権と行政への勧告権を持つ「第三者機関」の設置を検討されたい。	苦情相談等については、行政機関等の相談窓口や既存の不服申立制度を活用されたい。	・福祉保健部(福祉監査指導課)
(4) 生活困窮者自立支援制度において、就労支援を促進するため、支援員の確保や体制の強化をはかるとともに、就労の受け皿となる企業、協同組合、NPOへの支援を進めるよう市町村、関係団体に対して指導されたい。また、支援対象者を経済的困窮者に限定せず、アウトリーチも含め可能な限り社会的孤立への対応を図られたい。	県全体の生活困窮者自立支援を推進するため、「生活困窮者自立支援制度の促進に資するバックアップ事業」により鳥取県社会福祉協議会と連携して市町村の後方支援やネットワークづくりに取り組んでいる。その中で、生活困窮者自立支援制度における就労訓練事業の協力事業所の開拓にも取り組んでいるところである。 なお、生活困窮者自立支援制度の他、若者やひきこもり、障がい者等の各分野においても、直ちに就職することがむずかしい就職困難者への支援を実施している。この就職困難者への支援過程である「中間的就労支援」を分野横断的に推進していくため、今年度9月補正予算において「低所得者等に係る中間的就労支援推進事業」を開始し、企業等事業所の開拓や開拓事業所との連携等について、課題共有やノウハウ向上に取り組んでいるところである。 また、生活困窮者自立支援制度においては、困難を抱える方は経済的困窮や孤立状況が背景にあることが多いという認識のもとでアウトリーチも含めた相談支援を行える体制づくり、地域づくりが必要とされている。今後も、市町村との情報交換や連絡会議、研修会等を通じて取り組んでいきたい。	・福祉保健部(福祉保健課)
(5) 大学を卒業した後、雇用形態や低収入によって、奨学金の返済に苦しみ、社会的・経済的な両面で生活環境に影響が出ている状況が大きな問題となっています。「ニッポン一億総活躍プラン」に給付型奨学金の創設に向けた検討を進めることが盛り込まれました。ただし、まだ実施が確定したわけではなく、対象者(規模)や財源などはこれからです。 現状を踏まえ、給付型奨学金制度の早期実現、対象者を広げた制度となるように国に要請されたい。また、所得連動型返済制度の創設においても、年収が低い者には返還を求めないなど利用者負担の少ない制度となるよう要請されたい。	・給付型奨学金の創設については、平成28年7月に国に要望したところであり、その後国において検討が進められ、平成28年12月にその概要が示された。 ・選考基準等の制度の詳細が今後示される予定であるため、その動向を見守ることとしたい。 ・また、給付型奨学金制度創設の要望に併せて、無利子奨学金の拡充、奨学金の減額返還制度や返還期限の猶予・免除制度の拡充等の対策を講じることについても国へ要望した。	・教育委員会(人権教育課)
(6) 県におかれては、国の奨学金制度を補う観点から医師、看護師等の特定職種で県内就業年数に応じた「返還免除制度」が設けられているが、職種を限定しない制度の創設によって雇用の拡大も図られたい。	県では、平成27年度に鳥取県未来人材育成奨学金支援事業を創設し、県と産業界が協力して基金を設置し、県内に就職する大学生等の奨学金返還を助成する制度を設けた。対象業種については、国の制度により、産業界の意見を聞きながら、国と協議を行い選定を行うことが求められており、平成27年度は製造業、IT企業、薬剤師の職種でスタートし、平成28年度は建設業、建設コンサルタント業、旅館・ホテル業を拡充、平成29年度は民間の保育士・幼稚園教諭への拡充を検討している。	・商工労働部(雇用人材局就業支援課)

## 一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(平成28年度)

要請事項	回 答	担当部局
<b>4. 中小企業勤労者の福祉格差の是正について</b>		
(1) 中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、自治体・事業主の役割・責務等の明確化、ワーク・ライフ・バランスの推進、関連施策との関係整備等をはかる観点から、法制化を図るよう国に要請されたい。	国が「働き方改革実現会議」を開催し、同一労働同一賃金や長時間労働の是正などに取り組んでいるところであり、この働き方改革が福祉格差の是正にも資すると思われる。労働法制については、国で議論される所であり、今後の動向に注視していきたい。	・商工労働部(雇用 人材局労働政策課)
(2) 中小企業勤労者福祉サービスセンターの自立と再生に向けて、広域化を推進するとともに、勤労者の暮らしと福祉に関する総合福祉センターも展望し、魅力あるサービス内容を提供していくために、県として積極的な役割を發揮され、市町村のサービスセンター支援に対して指導を強化され、未設置エリアの解消にご尽力いただきたい。	中小企業勤労者福祉サービスセンターに対する国庫補助は、平成17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」を受けて、労働保険特別会計の見直しが行われた結果、平成18年度をもって廃止された。中小企業単独では実施が困難な福利厚生を担っている中小企業勤労者福祉サービスセンターに関して、その利用促進は勤労者福祉向上の観点からも望ましいことである。現在、鳥取と米子の各センターへは、それぞれ鳥取市、米子市が補助金で支援を継続しているところであるが、財政面を含めた効果的な運営について、今後もセンターと関係市町村が主体的に連携して取り組むことを期待したい。 未設置エリアとなっている県中部地域については、鳥取市、米子市の取り組みの周知に努めたい。	・商工労働部(雇用 人材局労働政策課)
<b>5. 鳥取県中部地震の被災者支援について</b>		
(1) 10月21日に中部で大地震が起き、住宅被害は10,000棟にも及び、各施設等も大変な被害を負いました。災害当初から県、被災地自治体におかれては迅速な被災者支援、復旧対策等進めていただきましたことにお礼申し上げます。これから本格的な復興・再生に向けての取り組みが必要ですが、被災地・被災者ごとのニーズを集約し施策に反映させ、きめ細かな情報収集・提供や総合相談の体制を整備されるよう要望します。	被災者や被災事業者向けの支援制度・相談窓口について取りまとめたパンフレットを作成し、市町や県ホームページ、金融機関の窓口での配架等を通じて周知しています。 また、被災者の住宅復旧・生活再建などに向けたさまざまな相談を受けるため、11月20日に中部総合事務所内に県民向けの中部地震総合支援相談窓口を設置するとともに、11月21日には復興に向けた支援策を推進する「鳥取県中部地震復興本部」を立ち上げました。 併せて、11月24日(木)には倉吉市内(エキパル倉吉)で、弁護士等の士業団体と税務署など国の機関とともに中部地震無料合同相談会を実施し、第2回目の相談会を1月22日(日)に同会場で実施しました。 今後も、市町と連携して被災者の方々の生活再建の段階に応じた相談体制を構築していくように努めていきます。	・元気づくり総本部 (県民課)
(2) 障がい者、高齢者等の災害弱者への避難先・物資・情報の提供を、十分な配慮が進められるとともに、心理ケア等、被災者に寄り添った対応を進めていただくよう要請します。	災害時に、障がい者、高齢者など要支援者に対して速やかに情報が伝わり、安心して避難所等で生活が送れるように、障がい者団体等からも御意見を伺いながら、県と市町村が協力し要支援者に寄り添った災害対策を検討していきたい。	・福祉保健部(福祉 保健課)